

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域の自然と文化を活かし、安全で安心して暮らせる町づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

飛騨市

3 地域再生計画の区域

飛騨市の全域

4 地域再生計画の目標

飛騨市は岐阜県の最北端部に位置し、平成16年2月に4町村が合併して誕生した市で、市内には豊かな森林や湿原に代表される自然景観、石積みの棚田と板倉といった農村景観や匠の文化や歴史的町並み景観、さらには鉱山の廃坑を利用した地底空間など様々な特色ある自然や伝統文化が今も残っている。

近年、本市では高齢化・過疎化が急激に進行し、農林業の担い手不足による山林や農地の手入れ不足に伴う自然景観、農村景観の荒廃、地域の活力の低下等が課題となりつつある。また、市内の生活道路においては幅員狭小箇所や路面損壊箇所、さらに冬期の通行が困難な箇所が数多く存在し、危険度の高い道路の対策が課題となっている。

こうした中で、豊かな自然環境の保全を進めるとともに、暮らしやすい生活基盤の整備をさらに進め、地域の活性化を図ることが求められている。

また、平成16年の台風23号豪雨による大災害や平成18年の記録的豪雪による交通障害などが発生し、災害に強いまちづくりのための道路網の確立が強く望まれている。

このため、地域の重要なネットワークである市道及び林道の整備により、農林業の振興と自然や文化を回遊する道路網の改善、生活に密着した道路について危険箇所の早期解消を図り、災害に強く安全と安心が実感できる町を目指すものとする。

(目標1) 林業の振興と地域環境の改善 (間伐実施面積の5%増加)

489ha (直近3ヵ年平均) → 514ha (22~26年度の平均)

(目標2) 市内道路の危険箇所の解消 (危険箇所数20%を解消)

31箇所 (21年度) → 24箇所 (26年度)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「林道森安～万波線」「林道灘見谷線」及び「林道洞～数河線」の整備により森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。

また、「市道寺ノ下線」「市道中気多線」「市道木ノ本線」「市道観音山線」「市道第1塩野線」「市道堀之内線」及び「市道第1寺林線」の整備を行い、生活道路の幅員狭小部や老朽部について改良を行い、通行危険箇所の解消を図ることで、安全で安心して通行できる道路ネットワークを構築する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道；道路法に規定する市町村道に、「市道寺ノ下道線」については昭和55年12月23日、「市道中気多線」については昭和56年1月1日、「市道木ノ本線」については平成5年6月30日、「観音山線」については昭和58年3月18日、「市道第1塩野線」については昭和58年3月18日、「市道堀之内線」については昭和58年3月18日、「市道第1寺林線」については昭和58年3月18日に認定済み。

・林道；森林法による宮・庄川地域森林計画（平成17年4月1日策定）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（飛驒市） 飛驒市
- ・林道（飛驒市） 飛驒市

[事業期間]

- ・市道（平成22年度～26年度）
- ・林道（平成22年度～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 2.6 km、林道 6.0 km
- ・総事業費 1,065,000千円（うち交付金 532,500千円）
（内訳）
市道 430,000千円（うち交付金 215,000千円）
林道 635,000千円（うち交付金 317,500千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域の自然と文化を活かし、安全で安心して暮らせる町」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 間伐等の森林整備事業の実施（飛騨市）
災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。
- ② 森林整備に必要な林内路網の整備（飛騨市、森林組合）
間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。
- ③ 市道、市営住宅、都市公園等の整備（飛騨市）
定住人口の確保を図るため市道、市営住宅、都市公園等の整備を促進する。
（古川地区・神岡中央地区）
- ④ 農業用排水路等の整備（岐阜県）
農業の振興を図るため、農業用水路、農業排水路、集落排水施設及び集落防災施設を総合的に整備する。（古川西地区）
- ⑤ 観光ツアー等の開催（飛騨市）
観光入込者の増加を図るため、天生湿原や池ヶ原湿原の観光ツアーを開催する。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、飛騨市が達成状況の評価、公表し、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。